中地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名	(該当集落名)	当初作成年月	更新年月
亀岡市	曽我部町	ф	平成28年6月	令和3年3月

1 集落(地域)が目指す姿

(1) スローガン

地域の農地は地域で守る

(2) 今後の地域農業のあり方

課題

高齢化の為、次世代の育成・シェアリング

今後、集落(地域)として取り組もうとする内容(該当部分に〇印を記入「複数記入可」)

① 他集落との連携	0	② 新規就農促進・後継者育成	0	③ 高収益作物の導入・拡大	
④ 低コスト化	0	⑤ 営農組織の設立・法人化		⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		9 その他	

取組内容

組織化による農地の維持 後継者育成(デジタル農業)

(3) 産地づくり計画

① 現 状(令和2年度)

作目	生産面積 ha	生産額	備考
[土	地利用型]		
• 水稲	5.00	305万	
• 保全管理	1.00		
•			
[野	菜]		圃場整 備中に
玉葱	0.35	175万	付き
野菜	1.00	200万	
•			
•			
• 計	7.35		

②目標(令和6年度)

作目	生産面積 h a	生産額	備	考
[土	地利用型]			
• 水稲	15.00	915万		
• 保全管理	1.00			
•				
[野	菜]			
玉葱	0.50	250万		
野菜	0.50	100万		
•				
•				
• f t	17.00			
の心中のな話会す	フレズ心西な	、日中かりま	गा≁∧⊏	- 1

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5~10 年後を記載する。 以下の目標年度についても同様とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

• H =	水稲中心及び玉葱の生産
• 普及方法	JAさん、機械業者、府、市のアドバイス等
• 販売戦略	同上

(4) 将来の農地利用のあり方

地域自体が過疎化の流れにある為に全員で(女性含む)守っていく必要がある 他集落の連携も含む

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

独居女性(2件)・空き家(3件)等 中間管理機構を活かす。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

保全会・老人会等でコスモスの植栽 入作者の問題は今後も課題

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
令和2年度	営農の継続	営農の継続と保全管理
令和3年度	営農の継続	営農の継続と保全管理
令和4年度	営農の継続	営農の継続と保全管理
令和5年度	営農の継続	営農の継続と保全管理
令和6年度	営農の継続	営農の継続と保全管理

2 集落(地域)の農業構造

- (1) 農業就業状況(担い手別)

_	\cup	Di 1/1 (./									
		項目	農業者数		,		,				組織数		,
		-X-L	及米日奴	~34才	~44才	~54才	~64才	~74才	~84才	85才~	1111111 XX	任意組織	農業法人
集	落(対	地域)の全体数	27	0	0	2	3	14	6	2	1	1	
		認定農業者 (法認定)											
	中心級	認定新規 就農者											
4	経営体	集落営農 組織*1											
中核的担		基本構想 水準到達者											
い手	その	市 町 村認定農業者 (地域認定)											
	他	その他の中心 となる経営体 *2									1	1	
	中心経営体計												
	中7	核的担い手計									1	1	

その他の中心となる経営体:地域の状況に応じて、水稲管理(田植・稲刈り)を行う組織

② 計 画(令和6年度)

_	•	<u> </u>											
		項目	農業者数								組織数		
		- 探口	成末日奴	~34才	~44才	~54才	~64才	~74才	~84才	85才~	11111111111111111111111111111111111111	任意組織	農業法人
集落	集落(地域)の全体数		25	0	0	1	2	8	10	4	1	1	
		認定農業者 (法認定)											
	中心怒	認定新規 就農者											
中	心経営体	集落営農 組織 * 1											
中核的担い		基本構想 水準到達者											
チ	その	市町村認定農業者(地域認定)											
	他	その他の中心 となる経営体 *2									1	1	
	4	心経営体計											
	中村	核的担い手計									1	1	

その他の中心となる経営体:地域の状況に応じて、水稲管理(田植・稲刈り)を行う組織

- *1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハ に定める組織(以下「担い手経営安定法」という。)
- *2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

(2) 中核的担い手の概要

属	性	中 核 的 担 い 手	経営者•什		構成		後継者	現状[令和	[02年度]	計画[令	和6年度]	農地中 間管理 機構か	取組内容		活用が見込																					
禹	1±	(氏名) (集落名)	表者の年齢	3 (1	(従業員)		(従業員)		(従業員)		(従業貝 <i>)</i>		(従業員)		(従業員)		(従業員)		(従業員)		の有無	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容(作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	らの借 入希望 の有無		年度	まれる施策							
								水稲	3.00	水稲	5.00		①新規就農		①農業次世代人材投資資金																					
								玉葱	0.35	玉葱	0.50		②低コスト化		②スーパーL																					
		玉葱部会														③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金																		
		工态即云	71 才		5 名		5	5	5 2	5 名	5 名	5 1	5	5	5 8	5 名	名	有					有	④法人化		④農業経営法人化等支援										
													⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業																					
													6		⑥農企業者育成事業																					
		(集落)											7		7																					
													①新規就農		①農業次世代人材投資資金																					
									名	名																								②低コスト化		②スーパーL
																																			③複合化	
			4	才	才	才	名									④法人化		④農業経営法人化等支援																		
																													⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業					
																										6		⑥農企業者育成事業								
		(集落)											7		Ī																					
													①新規就農		①農業次世代人材投資資金																					
													②低コスト化		②スーパーL																					
													③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金																					
			才	才		名							④法人化		④農業経営法人化等支援																					
												⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業																						
															6		⑥農企業者育成事業																			
		(集落)											7		7																					
		糸	Y営規模計(P	na)					3.35		5.50																									

^{※ 1:「}属性」欄には、個人の認定農業者(法認定)は「認農」、法人の認定農業者(法認定)は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者(地域認定)は「市認農」、法人の市町村認定農業者(地域認定)は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。
※ 2:「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

TT N 143 V	辰地∪	ш	ひまにはで	の白し辰川	5		1					
近い将来農地の出し手となる農業	年齢	ì	現状[令	和2年度]	計画[令	和6年度]	利用しなく なる 農地面積	うち農地中間の貸付け希望		備考 (今後の役割等)		
者(氏名)			経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	(ha)	農地面積 (ha)	貸付等時期			
				1.46		0						
	76	才					1.46	0	-			
							1					
	60 7		0.71		0							
	68 才		68	3 才					0.71	0	-	
	68 才											
				0.45		0						
	71	才					0.45	0	-			
				0.10								
				0.42		0	-					
	81	才					0.42	0	-			
経営規模	等計(ha))		3.04		0	3.04	0	-			

[■]プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

別紙:近い将来農地の出し手となる者の農地(任意記載事項)

令和6年度までに貸付等が予定されている農地(前ページ(3)の内訳) 農地中間管理 機構への貸付 を予定 貸付等の区分別面積(ha) 貸付等の 予定年度 番号 耕地地番 地目 考 作業委託 売渡 貸付 138-3 0.350 137-1 0247 143 0.365 54 0.694 45 0.250 46 0.128 43 0.282 58-1-1 0.290 0.430

※1:備考欄には、必要に応じて将来連携する中核的担い手の氏名を記入すること。

合計

※2:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化 交付金の成果実績払いの対象とする場合には、地番、面積を記載することが必要となるため、 留意すること。

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / **挺い手はいるが十分**すはない / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(現状 令和2年度)

耕地面積								中核的担い手 への地域内の			
(ha) 耕作放棄地		水田耕作放棄地		畑	耕作放棄地	樹園地 ┌───		集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
								3.35	3.35		
								18.61%	18.61%		
18.00		18.00						うち、中 心経営体 の面積	+p		

^{*}中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

②耕地面積(計画 令和6年度)

耕地面積		TE BAILO (A)						中核的担い手 への地域内の					
新退回修 (ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地		
								5.50	5.50				
18.00		18.00						30.56%	30.56%				
								うち、中 心経営体 の面積					

^{*}中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③対象集落(地域)の現状

а	地区内の耕地面積	18.00 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	14.70 ha
С	: 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	14.00 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.64 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
С	l 地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.15 ha
е	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	- ha
(備	· 14考)	

※1:cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。 ※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。 ※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を

把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

圃場整備の換地が済んでしまったので、今後様子を見て対策する。 耕作放棄地になりそうなところがあれば、担い手に集約できるようにする。

[※] 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定している が、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

3 集落(地域)営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

• 現	状	個人対応	玉葱部会(水稲)
• 計	画	同上	同上

(2) 農作業受託などの作業調整組織

• 現	状	個人対応	玉葱部会	
• 計	画	同上	同上	後継者育成

(3) 農業用施設管理体制(農道、水路、ポンプなど)

• 現	状	区の組織で農道 営農組合で水路 区・保全会で草刈り
• 計	由	同上

^{※ (1)~(3)}に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 (機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など)

事業主体	取組内容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
	以 他 20 台	とうなる。		2	3	4	5	6
		倉庫			0			
	共同利用	トラクター				0		
		コンバイン				0		
		田植機				0		
		乾燥機				0		
		もみすり機				0		

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。